

第 7 回 社会保障審議会 児童部会
児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会

辰田委員提出資料

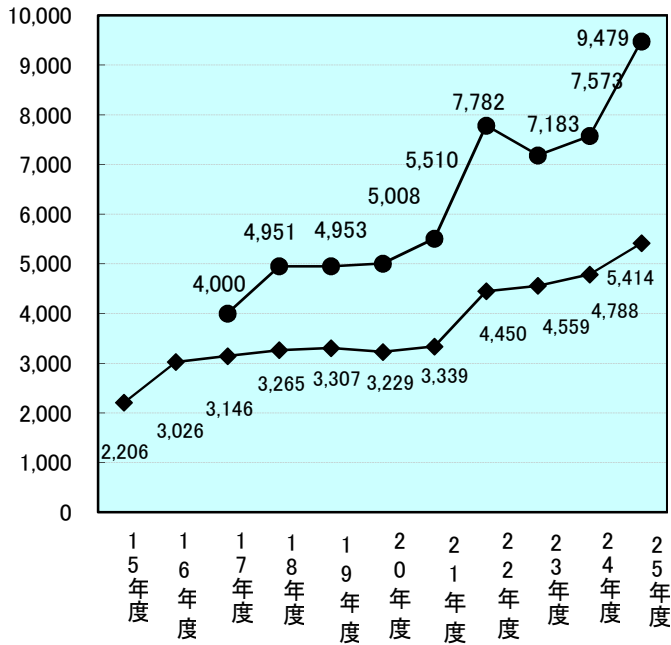
課題(1) 児童の安全確保を優先した一時保護の実施について

○迅速、確実な一時保護の実施と一時保護中の支援のあり方

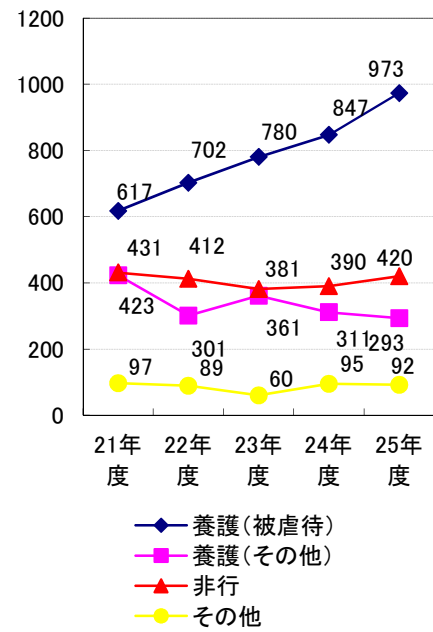
東京都八王子児童相談所 辰田雄一

東京の状況

虐待対応状況（都、区市町村）表 1

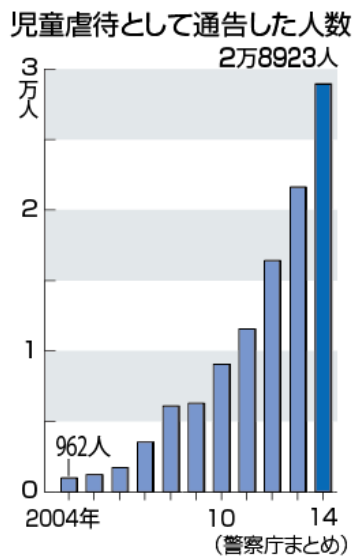


一時保護新規入所（相談別）表 2



全国の状況

警察庁児童通告件数【表 3】



児相での虐待相談対応件数【都道府県別】表 4

(出典:平成 26 年度 全国児童福祉主管課長会資料)

順位	都道府県・政令指定都市・児相設置市	24年度虐待対応件数	25年度虐待対応件数	増減
1	大阪府	6,079	6,509	430
2	東京都	4,788	5,414	626
3	千葉県	3,961	4,561	600
4	埼玉県	3,767	4,119	352
5	横浜市	3,265	3,724	459
6	大阪市	2,823	3,193	370
7	神奈川県	2,648	2,946	298
8	愛知県	1,730	2,344	614
9	兵庫県	1,817	1,837	20
10	川崎市	1,134	1,696	562
11	北海道	1,276	1,687	411
...
69
総合計		66,701	73,765	7,064
上位11都市の合計		33,288	38,030	4,742
総合計のうち11都市の割合		49.9%	51.6%	67.1%

1 一時保護所及び一時保護委託の状況

東京都における 26 年度の受理件数は、過去最高の 25 年度の約 1.4 倍になる見込み【表 1】。

児童虐待の相談件数増に伴い一時保護件数が増加するとともに、保護者対応等に時間を要する場合も多く、保護日数が増加している。2 歳未満の子供については、原則、乳児院に一時保護委託をしているが、近年は一時保護委託の児童数や一時保護の委託期間 1 か月以上の割合も増えている状況である【表 2】。

重篤な事件の報道があると、一気に通告数が増えたと同時に、児童相談所の権限の強化や確認事項等が増えている。最近では、親権一時停止制度の創設、「虐待対応の手引き」改正に伴うきょうだい受対応、DV 目撃による心理的虐待の警察からの通告の増が挙げられる【表 3】。

東京では、児童福祉司、児童心理司の増員。その他、警察 O B や保健師の配置等々様々な手立てを講じている。

しかし、警察からの子供の面前 DV による虐待通告の増がとどまることのないことや、先日発表された 27 年 7 月からの児童相談所共通ダイヤル 3 ケタ化により更なる相談や虐待通告の増が予測されること。また、川崎市中学男児の事件を受けての学校、警察等との連携強化等々、毎年人員措置等を講じているが、事件等により新たな対応策を講じる必要が生じるため、現場としてはその対応に追いまくられている状態となっている。

地方交付税措置による児童福祉司の配置の算定については、厚労省、総務省にご尽力をいただいているが、更なるご配慮をお願いしたい。

2 都市部の児童相談所の状況

24 年度、25 年度とも、全国の児童虐待数の半数以上の割合が、11 都道府県、政令指定都市に集中。

24 年度から 25 年度の、全国の増加件数の約 7 割弱が、上位 11 都道府県、政令指定都市に集中している【表 4】。

虐待通告の内容は、軽重さまざまであるが、虐待に該当しない、軽微なケースで助言して終了となったケースであっても、住基や戸籍等の確認、48 時間以内の現認、各種関係機関への調査、アセスメント、進行管理等、ケースワークの過程は、重篤なケースと同様に行う必要がある。

大都市圏では、オートロックマンションの林立による家庭訪問の難しさ、大型マンションが増えて居住者も多く、ケースの家庭が特定できない場合も増えている。その場合、それらしい児童がいる家庭をしらみ潰しに訪問し、児童を特定していかなければならず、住環境の変化や、住民同士の関係の希薄さが、虐待の増加に加え、都市部の児相対応の難しさに拍車をかけている状況にある。

3 市区町村との役割分担

逼迫した一時保護需要に対し、的確に対応するために、児童相談所と市区町村の役割を明確にする必要がある。

児童相談所の一時保護所は、被虐待、非行及び育成の児童を中心に保護を行う。市区町村は、保護者の傷病、出産など養育困難の児童は、ショートステイ事業を拡充（年齢、期間）して受け入れ、その後の在宅支援を展開していく役割分担を厚生労働省からも働きかけ願いたい。

4 3 ケタ化に伴う夜間の相談体制

3 ケタ化の開始に伴い、夜間の相談体制をどうするかが、全国の児童相談所で大きな課題となるが、現在の児童福祉司で3交代制等により調査・現認を行うことは警察組織と違い、児童相談所の数は少なく、かえって迅速性に欠けて、昼間帯の相談体制をも手薄になる等の課題がある。

現に子供が虐待されている恐れがあり、緊急の対応が必要と判断され、かつ児童相談所だけでは職務の執行が困難な場合などに、警察への援助要請が円滑に行えるよう、厚生労働省には、警察庁との連携強化を図って頂くよう、引き続き対応願いたい。 【警察署 1, 270 署(交番 6, 312 所) > 児相 207 所】

5 迅速な一時保護の遂行する上での協力体制

虐待防止法 5-2 「・・・児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。」となっているが、幼稚園・学校等からの一時保護や、園・校内での子供の面接について非協力的な状況が散見される。保護者から離れた場所で、子供の本意を聞ける場面であり、安全な一時保護を遂行するうえで、重ねて協力をお願いしたい。

子供の安全と安心を守るために、夜間・休日を問わず速やかに一時保護(委託)をすることが必要であるが、同時に子供の健康状態などが不明のまま受け入れなければならないリスクを抱えている。

緊急での一時保護の場合には、特にアレルギー疾患等に係る情報が不足している。食物アレルギーに関する情報不足は、時に「アナフィラキシーショック」を引き起こして生命にかかわることもある。児童相談所から、医療機関等への情報提供依頼については、迅速に対応願いたい。

6 児童虐待への調査権の法制化

虐待防止法では、第13条の3において「地方公共団体の機関」に対し、「資料・情報を求めることができる」と、限定的な規定となっている。

児童の安全確保をはじめ、児童虐待防止に関する業務を円滑に実施するために必要な情報等を迅速に入手できるよう、虐待防止法の規定に、区市町村または児童相談所が「児童虐待の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」という内容を明文化する必要がある。

7 精神科病院への一時保護委託

平成26年施行の改正精神保健福祉法においては、医療保護入院における保護者同意要件が外され、家族等のいずれかの者の同意を要件とする見直しが図られたが、依然として、親権者の同意が得られない場合は、親権停止制度の活用が必要である。

重篤な虐待ケースが増加する中で、子供への治療や医療的ケアを、迅速かつ適切に行う必要があることから、親権者の同意が得られない場合には、児童相談所長、施設長の同意による医療保護入院及び円滑な一時保護委託が可能となるよう、引き続き精神保健福祉法との整合性を図り、取扱いを定める必要がある。

8 一時保護機能の充実

一時保護所は、子供の受け入れに24時間対応し、子供の心理的・肉体的状況を早期に把握しなければならない。また、児童の年齢構成は、幼児から思春期と幅広く、また、一時保護を要する背景も非行、虐待あるいは発達障害など様々である。

一時保護に際して、一時保護所の特性を踏まえ、子供の支援内容及び職員の支援力の向上が不可欠であり、こうしたひとり一人の児童の状況に応じた適切な援助を確保する必要がある。

適切な一時保護所運営が確保できるよう、職員配置について現行の児童養護施設準拠を改め、学習機会の保障を含めた一時保護所独自の最低基準を制定するとともに、施設整備や事業に要する経費、一時保護委託費等の改善が求められる。

(1)生活指導職員の配置

生活指導にあたる職員は、当面の措置として、3歳以上の幼児は児童3名につき1名、学齢児は児童5名につき1名を最低限の配置人員とする必要がある。

個別援助の必要となる児童や触法少年への対応など、夜間の緊急事態に即応するため小規模の保護所であっても2名以上の夜勤者を確保できるよう加算する必要がある。

(2)保健師、看護師の配置

平成23年6月に施行された児童福祉施設最低基準等の一部改正により、乳児が入所している場合は看護師を配置することとされたが、服薬を要する児童が増加していることや、発達障害、知的障害、被虐待児童への対応や感染症対策に適切に取り組むため、一時保護所の規模及び年齢構成に応じ、保健師または看護師を複数配置できるようにする必要がある。

(3)一時保護委託費の充実

児童相談所の一時保護所での保護が適当でない乳児、障害児、医療的ケアを必要とする児童等、生命の安全確保や専門的な対応を要する児童の一時保護委託費の充実を図る必要がある。

(4)学習機会の確保

一時保護児童の平均在所日数は、増加傾向にあり、通学ができない期間が長期化している。このことに伴う学習の遅れは、児童の将来に大きな影響を及ぼしかねない。

一時保護児童の教育を受ける権利を保障するため、学習指導を担当する職員や教員を配置するなど、保護児童の年齢や学力に応じた学習機会が確保できるよう、文部科学省から教育委員会に教員派遣について検討も必要と考える。

課題(2) 親子関係の調整のための取組

○児童相談所と施設、児童家庭支援センターの役割と機能

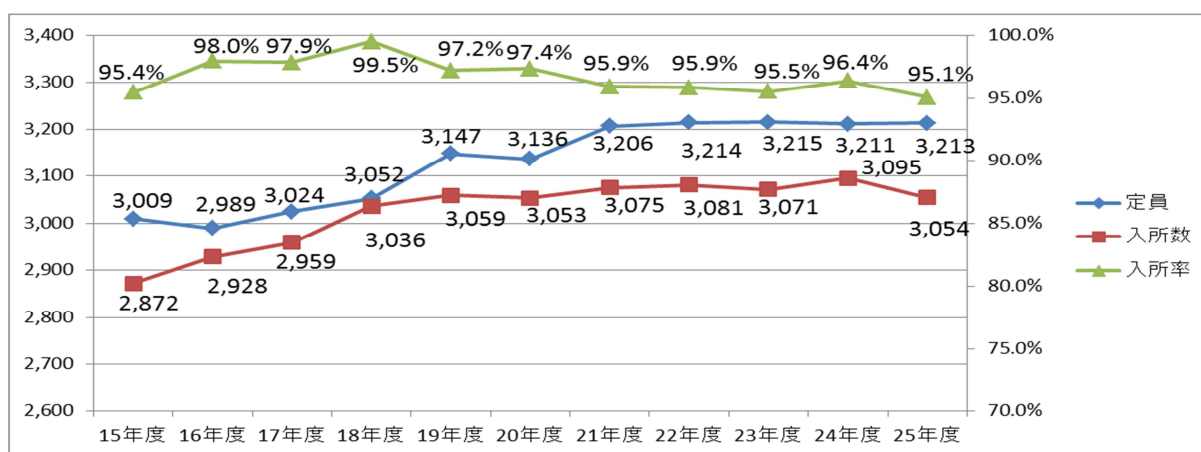
東京都八王子児童相談所 辰田雄一

1 児童福祉施設の状況

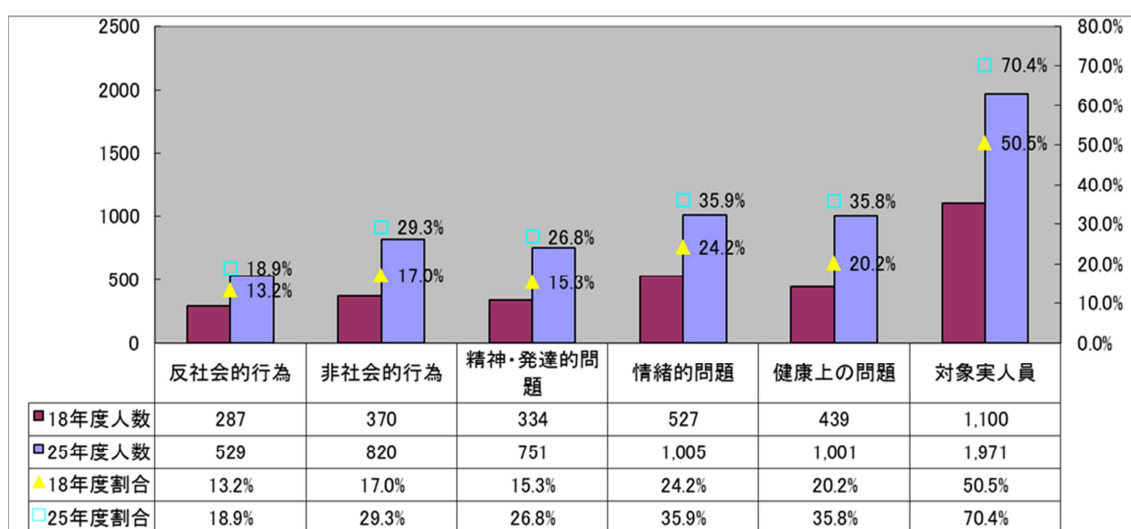
児童養護施設の入所状況は、この10年間、各年度末には95%を超える高い数値で推移している。

入所する子供は、虐待により心に深い傷を受け情緒的な課題を抱えているなど支援の難しい子供が増加しており、個別的なケアを必要とする子供は、平成18年度の5割から平成25年度には7割に増加している。

児童養護施設の入所状況(都) 表1



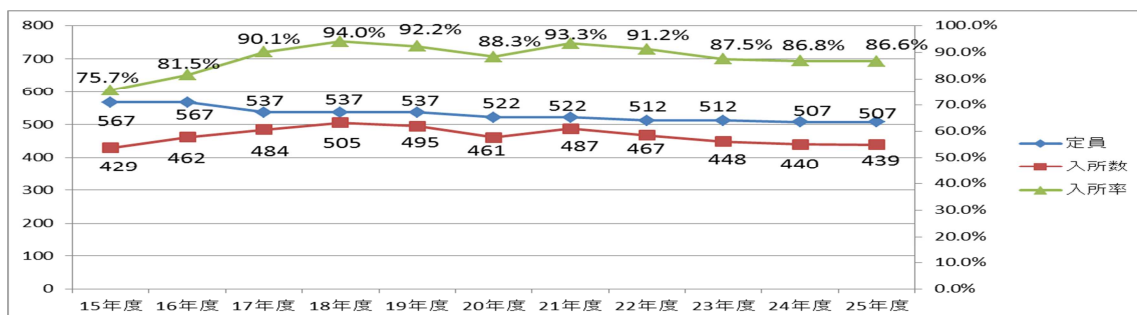
児童養護施設入所児童の状況(都) 表2



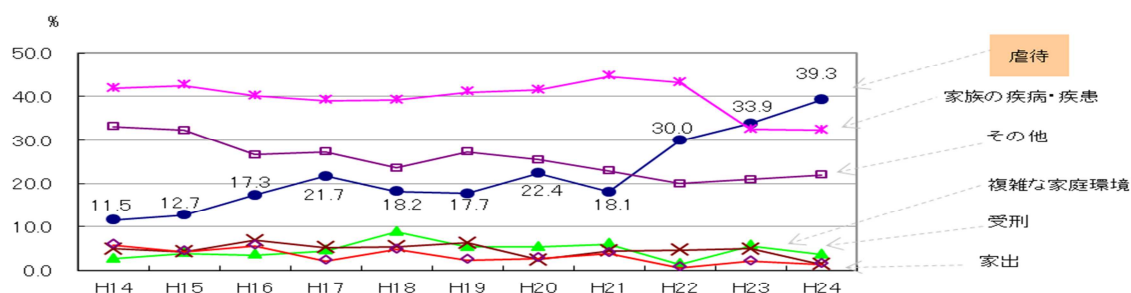
乳児院の入所状況は同水準で推移しており、入所率は概ね9割を超えている。
 入所理由は、虐待によるものが39%、家族の疾病・疾患が32%を占めており、
 近年は虐待を理由とする入所の増加傾向がある。

在院期間は6か月未満が約半数で、退所先は家庭引取りが約6割と最も多い。

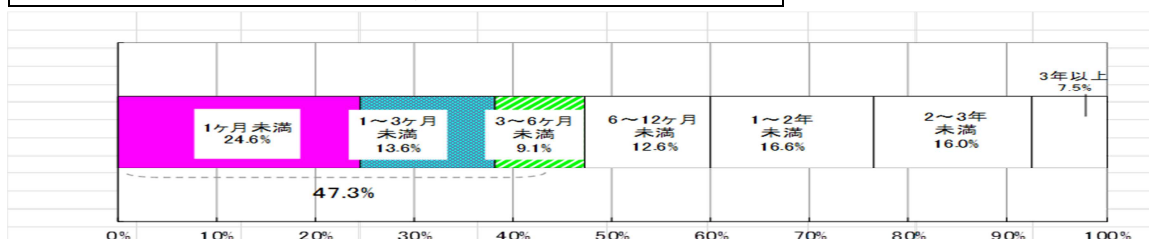
乳児院の入所状況(都) 表3



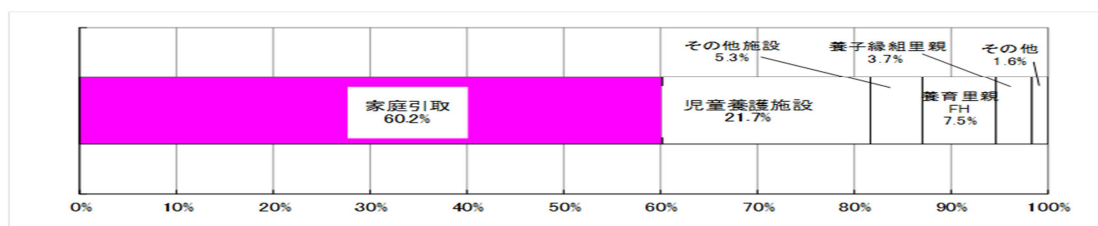
乳児院新規入所児童の入所理由(都) 表4 (東京都社会福祉協議会乳児部会年報)



在院期間別退所状況(24年度措置と一時保護の合計) 表5 (東京都社会福祉協議会乳児部会年報)



乳児院退所理由(24年度措置と一時保護の合計) 表6 (東京都社会福祉協議会乳児部会年報)



2 家庭復帰・家族再統合の支援

家族再統合を考えるにあたっては、①施設等から保護者などの家庭に戻る家庭復帰支援、②家庭に戻れない子供を家庭養護で受け入れる支援、③その際に家族との分離から現在に至るまでのプロセスを子ども自身が心の中で整理と理解ができるようにする支援、という3つの視点でとらえる必要がある。

家庭復帰にあたっては、保護者に対する支援が大きな課題であり、虐待した保護者が自己の振り返りを行う児童相談所による保護者支援プログラムの一層の活用や、関係機関が連携して保護者支援を行うための児童相談所の体制強化が求められる。

子供が入所している施設で行う親子宿泊による支援は、職員が親子の生活を見守りながら親子関係などの課題を整理し、それに基づき支援ができることから効果が期待できる。また、施設において、子供の入所時から退所後のアフターケアまで、保護者へ切れ目のない支援体制を強化することも必要である。

児童自立支援計画の作成において、子供の年齢等に応じて子供自身の意見・保護者の意向を聞き、児童相談所と施設等は、その意見を反映させながら、家庭復帰の計画を作成していくことが必要である。その過程の中で、生い立ちや施設等に入所した理由の整理、現在の自分自身の状況等について十分理解できるような支援が必要である。

家庭復帰や家族再統合に当たり、虐待の再発を防止したり、親子での安定的な生活を継続するためには、児童相談所や施設が行う親への直接的・間接的な支援の更なる充実が必要である。

市区町村の子育て支援サービスを活用することが有効であるが、取り組み状況は市区町村ごとに異なっており、活用すべきサービス資源の整備状況が不十分な市区町村によっては、家庭復帰後の支援が効果的に行われていない。取り組みの強化が求められる。

3 児童心理司の業務内容と配置基準

児童心理司は、様々なケースのアセスメント、ケア、コンサルテーションの部分で重要な役目を負っている。保護者対応や、関係者会議にも心理司の子供や保護者の心理的面での所見を説明する事によって、ケースワークもより専門的かつスムーズに運ぶことができる。

今や児童心理司の業務は、従来、担ってきた育成相談、療育手帳の判定等に加えて、増加する虐待への対応や、虐待をした保護者へのカウンセリング、家族再統合等々の要となっている。

児童心理司の配置基準を、児童福祉司と同様に児童福祉法施行令において明確に定め、地方交付税対象とすることが求められる。

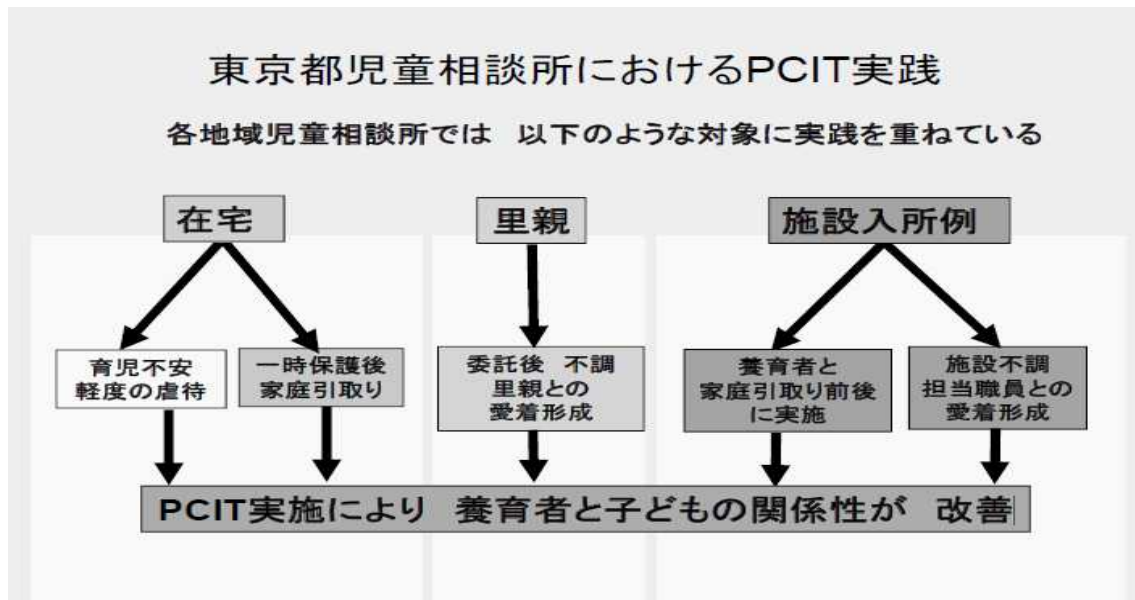
少なくとも児童福祉司3名に対し、児童心理司2名の割合で配置すること。

4 PCIT、CARE の有効性

虐待事例におけるPCITの場合、他の治療的介入に抵抗を示す養育者でも、トランシーバーを介した助言は受け入れやすく、PCITの構造が効果的であるほか、養育者がライブコーチングで治療者に褒められる経験を重ねることが治療的である。

児童相談所において、ビデオで多職種が、親子の関係性の変化を確認できるPCITの利点を生かし、ケースワークとの連携が可能と思われる。

今後の課題として、人手や時間、場所を要する治療法であるため、適応事例や導入時期、PCITの簡易版であるCAREの併用などを検討していく必要があると考える。



5 保護者指導への司法等の関与

虐待を行った保護者に対する援助の効果をあげ、虐待の再発を防ぐためには、保護者が虐待の事実を認知し、かつ児童相談所の援助を受ける動機付けが認められるかによる。しかし、虐待を行った保護者が虐待の事実を認めず、児童相談所の援助を拒むことがある。特に、児童相談所が強制的介入を実施した場合については、将来の家族再統合に向けた援助活動に支障をきたしている。

保護者指導に保護者が応じない場合、裁判所から保護者への勧告等がなされ、保護者指導の動機付けや実効性を高める仕組みの検討を進める必要がある。